

国保だより

国民健康保険税は、加入されている皆様が安心して医療を受けられるための貴重な財源です。本年度分の仮算定の納税通知書は5月に既に送付し、本算定の納税通知書は7月中旬に送付を予定していますので、期限内納税にご協力をお願いいたします。

仮算定：前年度から継続して国保に加入されている世帯が、暫定的に前年度並みの保険税額を第1、2期で納税していただくことです。加入状況の変更や前年の所得状況は、ここでは算入されません。
 本算定：加入状況や前年中の所得状況によって、今年度の年税額が決定され、第3期から第10期を納税していただくことです。平成31年4月以降に加入された世帯は本算定からの納税となります。仮算定のあった世帯は、年税額から仮算定額をひいて、8期で分割します。

●平成31年度（令和元年度）国民健康保険税の税額が下がりました。

平成31年4月1日から令和2年3月31日の加入状況によって、世帯ごとに世帯主に課税されます。

	全ての加入者		40歳～64歳の加入者
	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額（加入者1人につき）	↘ 28,500円 （昨年度は29,500円）	8,700円	13,000円
平等割額（加入世帯1世帯につき）	↘ 23,500円 （昨年度は27,800円）	7,300円	7,500円
所得割額（加入者の平成30年中の所得に対して）	基準総所得金額の 6.76%	基準総所得金額の 1.97%	基準総所得金額の 2.41%
賦課限度額（保険税の上限）	610,000円 （昨年度は580,000円）	190,000円	160,000円

※基準総所得 = 総所得金額 - 基礎控除額（33万円）

$$\boxed{\text{年間の国保税}} = \boxed{\text{医療給付分}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金分}} + \boxed{\text{介護納付金分}}$$

*医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は、それぞれ、均等割額と平等割額と所得割額を加算し、賦課限度額以下とします。擬制世帯主（国保に加入されていない世帯主）は算出根拠から除きます。

●国保税の納期限

仮算定	第1期 5月31日	第2期 7月1日	***	***
本算定	第3期 7月31日	第4期 9月2日	第5期 9月30日	第6期 10月31日
	第7期 12月2日	第8期 12月25日	第9期 1月31日	第10期 3月2日

●国保税の軽減制度

- ①低所得世帯への税軽減
- ②後期高齢者医療制度へ加入した人と、国保加入者が1人いる世帯への税軽減
- ③65歳未満で、自己都合でなく離職された方への税軽減

※①と②は、申請不要ですが、①は加入者全員の所得申告が原則必要です。③は申請が必要です。

問合せ先 健康課 ☎ 34-1111